

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和6年度）

住 所 大阪市住吉区清水丘三丁目14番72号

事業者名 阪堺電気軌道株式会社
代表者名 取締役社長 藤井 哲

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
天王寺駅前	バリアフリー法に基づく停留場の段差解消に関して、2024年6月の時点では6停留場で整備を完了している。その他、併用軌道および乗降人員が3,000人未満の停留場ではホームは幅が狭く、また多大な費用を要するため、整備計画の立案等ができていないのが現状。	更新なし

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
筆記用具の使用	乗車券発売所（3か所）、天王寺駅前集札口では、聴覚障害者からの求めに応じ筆記用具を使用する。	計画の通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	一日当たりの平均利用者数が3000人以上の駅には、交通事業者向け・バリアフリー教育訓練プログラム（BEST）を受講した社員1名以上配置する。（2022年度）	計画の通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの事前連絡先を、ウェブサイトや駅で広告することにより、取り組みの周知を図っている。	計画の通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	新たに乗降補助サービスの担当となった社員は、交通事業者向け・バリアフリー教育訓練プログラム（BEST）を受講する。	計画の通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ

(4) その他

--

第4号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和6年度）

住 所 大阪市住吉区清水丘三丁目14番72号

事業者名 阪堺電気軌道株式会社
代表者名 取締役社長 藤井 哲

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	—
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○